

返戻金制度について

- 1 当社の紹介により、新規採用者が入職後、明らかに本人の責によって解雇された場合、又は自己都合により入職後6ヶ月未満で退職した場合、受領した紹介手数料のうち、入職日から退職日までの期間に応じて次の各号の金額を返還するものとする。
 - (1) 入職日から1週間未満で退職した場合、紹介手数料の100%と消費税相当額を返還する。
 - (2) 入職日から1週間以上、1ヶ月未満の在籍で退職した場合、紹介手数料の70%と消費税相当額を返還する。
 - (3) 入職日から1ヶ月以上、3ヶ月未満の在籍で退職した場合、紹介手数料の30%と消費税相当額を返還する。
 - (4) 入職日から3ヶ月以上、6ヶ月未満の在籍で退職した場合 紹介手数料の10%と消費税相当額を返還する。

- 2 前項に関わらず、次の各号に該当する退職の場合には、紹介手数料の返還は行わないものとする。
 - (1) 新規採用者の死亡・病気など不測の事態が発生した場合
 - (2) 求人者の新規採用者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と異なることに起因する場合
 - (3) 求人者の責による解雇または求人者に起因する退職の場合
 - (4) 新規採用者の退職について求人者から当社への連絡が1ヶ月を超えた場合

許可番号 27-ユ-303901

事業所の名称及び所在地 大阪府大阪市中心区安土町1-4-10 プライムハイツ2F